

○飯能市議会傍聴規則

昭和48年3月12日

議会規則第1号

改正 昭和57年3月31日議会規則第1号

平成4年3月6日議会規則第2号

平成30年8月31日議会規則第1号

令和3年6月3日議会規則第1号

令和3年6月18日議会規則第2号

注 令和3年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、傍聴する者の年齢及び人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び飯能市職員で、議長から傍聴証の交付を受けたものは、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証は、会期ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、47人(うち車椅子使用者2人)とする。

(平30議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者  
(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、マフラー、コートの種類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(令3議会規則1・令3議会規則2・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させること

ができる。

- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

(令3議会規則1・一部改正)

(会議開会前等の違反に対する措置)

第13条 傍聴人が、会議の開会前、休憩中又は閉会後にこの規則に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。

- 2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規則に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(令3議会規則1・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(飯能市議会傍聴人取締規則の廃止)

- 2 飯能市議会傍聴人取締規則(昭和29年議会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和57年議会規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成4年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年議会規則第1号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。